相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住寿町六四番地、最後の住所東京都足立区千住寿町六番一三号
被相続人　亡　知久喜美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山元　裕子
（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市武三丁目四二五七番地四、最後の住所神奈川県横須賀市武三丁目二九番九号　被相続人　亡　青木　広夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
神奈川県横須賀市日の出町一丁目八番地
大和土地建物第三ビル五階　宮島綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松岡　義久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県魚沼市新保三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　謙一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
新潟県魚沼市新保三九二番地一六　事務所新潟県魚沼市小出島一二〇九番地九
相続財産管理人　行政書士　五十嵐正浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市板沢九八八番地二、最後の住所静岡県掛川市板沢九八八番地の二
被相続人　亡　鈴木さかゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
静岡県掛川市横須賀一四四一番地の一
相続財産管理人　司法書士　仁平　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市泉二丁目二二番地一六、最後の住所愛知県一宮市泉二丁目二二番二二号
被相続人　亡　入山　守介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号キリックス丸の内ビル九階村瀬・矢崎綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　矢崎　信也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県南牟婁郡御浜町大字神木一〇二番地、最後の住所和歌山県和歌山市園部八六四番地の六　被相続人　亡　屋敷　伍美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
三重県南牟婁郡御浜町大字柿原二六四番地三　相続財産管理人　舟根　和夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市長太栄町四丁目一六二三番地一、最後の住所三重県鈴鹿市長太栄町四丁目二三番五号　被相続人　亡　山中多賀彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
三重県鈴鹿市神戸一丁目二二番三五号
相続財産管理人　小倉　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区西院西今田町一七番地、最後の住所京都市右京区嵯峨天龍寺北造路町一七番地老人ホーム嵐山寮　被相続人　亡　吉住　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
京都市中京区御池通柳馬場角京都朝日ビル九階　京都成蹊法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉松　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市三ツ島一丁目一八九〇番地五、最後の住所大阪府門真市深田町八番一四号松井文化一Ｆ　被相続人　亡　中村　常明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市綾羅木本町七丁目八九九番地一〇、最後の住所山口県下関市綾羅木本町七丁目二二番一〇号　被相続人　亡　上野美鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
山口県下関市南部町二三番一五号　東武ビル六階
相続財産管理人　弁護士　花岡　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市双海一〇四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　沖　傳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
高知県四万十市中村大橋通六丁目七番九号
相続財産管理人　司法書士　矢野　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県別府市大字南石垣一五一八番地一七九、最後の住所大分県別府市石垣東六丁目八番二―一一〇一号アーバン鶴見　被相続人　亡　間島　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
大分市金池町二丁目八番一〇―一一〇六号
相続財産管理人　司法書士　胤末理恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県枕崎市枕崎五一九一番地、最後の住所鹿児島県枕崎市枕崎五八三〇番地　被相続人　亡　橘占　興子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月四日
事務所鹿児島県南九州市知覧町郡六二一六番地　福田晃己司法書士事務所
相続財産管理人　福田　晃己

第19期決算公告　　平成27年6月4日
埼玉県戸田市笹目北町10番地の11
株式会社エヌビーシー
代表取締役社長　田中　昌久
貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	678,710
	固定資産	204,377
	合計	883,087
負債及び純資産の部	流動負債	153,166
	固定負債	43,356
	（退職給与引当金）	(42,396)
	株主資本	686,565
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,500
	資本準備金	10,500
	利益剰余金	656,065
	その他利益剰余金	656,065
	（うち当期純利益）	(78,889)
	合計	883,087